

2014年11月21日 全13頁

消費税増税先送りに伴う他政策への影響

住宅ローン減税、自動車税制、年金制度、給付措置などに影響

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 安倍首相は、2014年11月18日に記者会見を行い、消費税率の10%への引き上げ時期を2017年4月まで1年半先送りするとし、このことについて国民に信を問うため、衆議院を解散することを表明した。
- 消費税率の10%への引き上げ時期は、現行法では2015年10月と規定されており、この時期を変更するには法改正が必要である。現行法には消費税率引き上げの施行日を他の施策の施行日とリンクさせている規定があり、また、2015年10月に消費税率が10%に引き上げられることを前提とした施策も多数ある。
- 消費税率引き上げ時期の先送りは、具体的には、住宅ローン減税の実施期間、自動車取得税の廃止時期、低所得者・子育て世帯向け給付金の再度の給付、年金受給資格期間の短縮時期、年金支援給付金の支給開始時期などに影響を与える。本稿ではこれらについてまとめる。

[目次]

消費税改正法の規定とまとめ表	2ページ
1. 住宅ローン減税・すまい給付金等への影響	3ページ
2. 自動車税制への影響	5ページ
3. 低所得者対策等への影響	6ページ
4. 消費税率引き上げと連動した年金制度への影響	10ページ
5. 法人実効税率の引き下げへの影響	12ページ
6. 消費税の経過措置への影響	12ページ

消費税法改正法の規定とまとめ表

安倍首相の記者会見と「景気弾力条項」

安倍首相は、2014年11月18日に記者会見を行い、消費税率の10%への引き上げ時期を2017年4月まで1年半先送りするとし、このことについて国民に信を問うため、11月21日に衆議院を解散することを表明した。

安倍首相は記者会見で、与党で過半数の議席を取れなければ退陣する旨を述べた。衆議院で与党（自由民主党・公明党）が過半数の議席を確保した場合、引き続き安倍内閣の下での政権運営が続くものと考えられる。以下、来る衆議院選挙で与党が過半数を確保し、安倍内閣の下での政権運営が続くものと仮定し、消費税率引き上げ先送りによる他政策への影響についてまとめる。

2012年8月に成立した消費税法改正法¹では、消費税率を8%から10%へ引き上げる施行日を2015年10月1日と定めている。しかし、附則において消費税率を10%に引き上げる前に「経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」と定められている。これがいわゆる「景気弾力条項」であり、民主党・自由民主党・公明党の「三党合意」では、消費税率の引上げの実施は、その時の政権が最終判断することを確認している²。

安倍首相はこの景気条項に基づいて、消費税率の10%への引き上げ時期を2017年4月まで先送りする方針を発表したが、実際に消費税率の10%への引き上げ時期を延期するためには別途、法改正が必要となる。

なお、安倍首相は、2017年4月には確実に消費税率を10%に引き上げるよう、景気弾力条項を削除する方針も表明している。

他政策への影響

現行法には消費税率引き上げの施行日に他の施策の施行日をリンクさせている規定があり、また、2015年10月に消費税率が10%に引き上げられることを前提とした施策も多数ある。消費税率引き上げ時期の先送りは、具体的には、住宅ローン減税の実施期間、自動車取得税の廃止時期、低所得者・子育て世帯向け給付金の再度の給付、年金受給資格期間の短縮時期、年金支援給付金の支給開始時期などに影響を与える。

安倍内閣が引き続き政権運営を行う場合、2015年度の税制改正・予算編成（もしくは2014年度補正予算の編成）において、これらについて現行法の規定通りとするのか、もしくは消費税率引き上げの先送りに合わせて見直しを行うのかが検討課題となる。

¹ 正確には、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」。以下、同じ。

² 消費税法改正法における規定および「三党合意」の解説については吉井一洋「消費税法改正法の内容」（2012年8月22日発表）を参照。

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/12082201tax.html>

次の図表1が、消費税増税先送りによる他施策への影響をまとめた表である。以後、各項目について、詳細を説明する。

図表1 消費税増税先送りによる他施策への影響まとめ表

		現行法通りなら	今後の見通し・論点
住宅	住宅ローン減税・投資型減税	2017年末をもって期限切れ	消費税率10%への引き上げ時の反動減に対処する観点から実施期間を延長か？
	すまい給付金・住まいの復興給付金	法律の定めはない(予算措置)	想定される実施期間が長期化されるか？
自動車	自動車取得税	法律上は期限なし (平成26年度税制改正大綱では2015年10月から廃止するとしていた)	消費税率引き上げの先送りに合わせ、廃止時期も先送りか？
低所得者対策等	簡素な給付措置	法律の定めはない(予算措置) (2014年4月から2015年9月までの分として給付が行われた)	2015年10月から2017年3月までの分として再度の給付を行うか？行わないか？
	子育て世帯臨時特例給付金	法律の定めはない(予算措置)	2015年10月から2017年3月までの分として再度の給付を行うか？行わないか？
	総合合算制度・給付つき税額控除・消費税の軽減税率など	現行消費税法の附則で検討事項とされている	消費税率10%への引き上げ時の低所得者対策をどうするか？
年金	年金生活者支援給付金	消費税率10%への引き上げが実施された日から実施	法定通りとするか？法改正して当初予定の2015年10月から支給するか？
	公的年金受給資格期間の短縮	消費税率10%への引き上げが実施された日から受給資格期間が25年から10年に短縮	法定通りとするか？法改正して当初予定の2015年10月から短縮とするか？
法人実効税率の引き下げ		法律の定めはない(『日本再興戦略』改訂2014)では2015年度から引き下げを行うとしていた)	代替財源の確保が厳しくなる中でネット減税を行うのか？行わないのか？
消費税法の経過措置		2015年4月1日(指定日)より前の契約については、引き渡しは2015年10月1日(施行日)以後となっても現行の8%の税率を適用する	法改正により施行日の先送りに合わせて、指定日も先送りか？

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

1. 住宅ローン減税・すまい給付金等への影響

住宅ローン減税・投資型減税

住宅ローン減税は、2013年度の税制改正により、消費税率8%への引き上げに合わせて税額控除限度額が拡大されるよう設計された。これは、「消費税率引上げによる住宅需要の減少が最も大きくなると考えられる時期に、特例的な措置として過去最大規模の減税を行う」³ものであった。

³ 自由民主党・公明党「平成25年度税制改正大綱」(平成25年1月24日)より。

次の図表 2 が新築および中古住宅の取得の場合の税額控除限度額である。

図表 2 住宅ローン減税の税額控除限度額（新築・中古住宅の取得の場合、10年間の累計）

入居時期	一般住宅	認定住宅
2013年1月～2014年3月	200万円	300万円
2014年4月～2017年12月※	400万円	500万円

※消費税率8%または10%が適用されて住宅を取得した場合に限る。消費税率5%または非課税で住宅を取得した場合は「2013年1月～2014年3月」の欄の限度額となる。なお、東日本大震災の被災者には特例規定がある。
(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

元々は、2015年10月に消費税率を10%に引き上げることを想定し、2017年12月末までの期間について税額控除限度額を拡大したものであった。

しかし、消費税率の10%への引き上げが2017年4月に先送りされることとなると、現行法のままでは、消費税率10%への引き上げが行われた年の年末には住宅ローン減税の適用期限が切れることになってしまう。現行法のままでは、消費税率の8%から10%への引き上げ時の駆け込み需要と反動減をより一層深刻にしてしまうことになりかねない。このため、住宅ローン減税の適用期限の延長が検討されるものと考えられる。

住宅ローン減税には、新築・中古住宅の場合のほか、増改築、省エネ改修、バリアフリー改修においてもそれぞれ規定が設けられており、これらも消費税率が5%から8%に引き上げられた際に税額控除限度額が拡大されており、適用期限は2017年12月末となっている。

また、認定住宅を新築した場合や、省エネ・バリアフリー・耐震の改修を行った場合に利用できる「投資型減税」についても、消費税率が5%から8%に引き上げられた際に税額控除限度額が拡大されており、適用期限は2017年12月末となっている。

これらの規定についても同様に、適用期限の延長が検討されるものと考えられる。

すまい給付金・住まいの復興給付金

すまい給付金および住まいの復興給付金については、消費税率が8%に引き上げられた後に住宅を取得した者に対して給付を行う措置である。

住宅ローン減税の税額控除限度額引き上げにより、一定以上の所得のある者については、消費税率が8%または10%に引き上げられた後に住宅を取得しても税額控除額の拡大により負担が緩和されることとなった（消費税率引き上げ後の取得の方が税制上有利になるケースもある）。しかし、中低所得者層においては控除すべき税額が十分でないため、新たに「すまい給付金」を設けて、消費税率引き上げによる影響を緩和することとなった。

また、東日本大震災者の被災者が消費税率8%または10%への引き上げ後に住宅を再取得したり補修した際の負担を緩和するための「住まいの復興給付金」も設けられた。

これらは、法律上の規定はなく、予算措置として実施されるものである。消費税率が10%に

引き上げられた際にはさらに給付額を増額することとしていた⁴が、実施期間については明確な定めをしていなかった。

これらの措置においては、消費税率の10%への引き上げへの先送りに合わせて、給付額の拡大時期も先送りするとともに、実施期間も長期化するものと考えられる。

図表3 すまい給付金・住まいの復興給付金の概要

	目的・趣旨	対象者	支給額	予算
一般の住宅取得に係る給付措置(すまい給付金)	消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化する観点等から、(中略)当該措置(筆者注:住宅ローン減税の拡充)を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和するため、(中略)給付措置を行う。	消費税増税後に住宅を取得した者(一定所得以下)	消費税率8%時には、所得により、10万円～30万円(低所得の者ほど給付額が多くなる)	1,600億円
被災者の住宅再建に係る給付措置(住まいの復興給付金)	被災者については、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、(中略)給付措置を行う。	消費税増税後に住宅を再取得・補修した被災者	消費税率8%時には、再取得した住宅の床面積1㎡あたり5,130円など	250億円

(注)目的・趣旨は「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)による。
(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 自動車税制への影響

自動車税制については、消費税法改正法の附則において、「自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う」ことが定められている。

これに則り、平成25年度税制改正大綱では、自動車取得税を二段階で引き下げ、消費税率10%の時点で廃止するなどの方針が定められた。その後、2014年度の税制改正により、消費税率8%への引き上げ時に自動車取得税の税率を登録車は5%から3%に、軽自動車は3%から2%に引き下げるなどの改正が行われた。他方、財源確保の観点から、軽自動車税について、2015年度以後税率を引き上げるなどの改正も行われた。

自動車取得税は、平成26年度税制改正大綱では、消費税率を10%とした時点で廃止することとされているが、現時点で法定はされていない。

また、平成26年度税制改正大綱では、消費税率を10%とする際に自動車税に環境性能に応じた課税(環境性能割)を導入するとしているが、現時点では法定されていない。

⁴ 自由民主党・公明党「住宅取得に係る給付措置についての自由民主党・公明党の合意」(平成25年6月26日)、自由民主党・公明党「東日本大震災による被災者の住宅再建に係る給付措置についての自由民主党・公明党の合意」(平成25年8月7日)

エコカー減税については、現行法では2014年度末以後、順次期限切れとなる⁵。平成26年度税制改正大綱では、平成27年度税制改正において基準の切替えと重点化を図るとしているが、仮に税制改正法案が年度内に成立しないこととなると、エコカー減税は順次期限切れとなってしまふ。

消費税率10%への引き上げが先送りされた場合、これらの自動車税制の改正の時期も同時に先送りされることが考えられる。

図表4 自動車税制の改正のスケジュール



(注)それぞれの矢印は、 が現行法の規定、 が平成26年度税制改正大綱に定められているものの、法定されていないものを指す。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 低所得者対策等への影響

年収の低い世帯ほど、収入のうち（消費税課税対象の）消費に回す割合が多く、結果として年収に占める消費税負担額の割合が高くなる傾向がある。このため、消費税は逆進課税、ないし「逆進性」を持つ税だと言われることが多く、消費税率を引き上げる際には、低所得者への配慮が必要とされる。

⁵ エコカー減税のうち、自動車取得税の期限は2015年3月31日まで、自動車重量税の期限は2015年4月30日まで。自動車税の「グリーン化特例」（エコカー減税と呼ばれることもある）の期限は2016年3月31日まで。

このため、消費税法改正法の附則では、低所得者への配慮の観点から、総合合算制度⁶、給付つき税額控除および複数税率（軽減税率）について検討する旨規定されている。また、これらの検討に基づき導入される施策の実現までの間の暫定的・臨時的な措置として「簡素な給付措置」を実施することが規定されている。

消費税率を5%から8%に引き上げる際には、低所得者対策等として、「簡素な給付措置」と「子育て世帯臨時特例給付金」の2種類の給付金が支給された。

消費税率を10%に引き上げる際の低所得者対策等としては、総合合算制度・給付つき税額控除・複数税率（軽減税率）のいずれかまたは組み合わせでの導入がこれまで検討されてきた。

図表5 消費増税時の低所得者対策等の概要と今後の見通し



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

税率8%への引き上げ時の給付・再度の給付

消費税率8%への引き上げ時に低所得者対策等として支給された、「簡素な給付措置」と「子育て世帯臨時特例給付金」の概要は次の図表6の通りである。

図表6 消費税率8%への引き上げ時の給付金

	目的・趣旨	対象者	支給額	予算
簡素な給付措置 (臨時福祉給付金)	消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、(中略)給付措置を行う。	市町村民税(均等割)非課税の世帯	対象者1人あたり原則1万円(5千円の加算あり) (1年半分を1回の手続で支給)	3,420億円
子育て世帯臨時特例給付金	消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯に対する臨時特例給付措置を実施する。	児童手当支給世帯(所得制限世帯を除く)	児童手当の対象児童1人あたり1万円 (2014年1月1日の基準日をもとにした1回ぎりの支給)	1,473億円

(注) 目的・趣旨は「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)および「子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方」(平成25年12月6日)による。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

⁶ 医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準じるものをいう。

簡素な給付措置における給付額が原則 1 万円であることについては、政府は「1 万円という金額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な不可欠な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる 1 年半分の食料品の支出額の増加分を参考に設定したものの」⁷と説明していた。

なお、公的年金や児童福祉手当などの受給者については、5 千円が加算され、1 万 5 千円の給付とした。この 5 千円の加算については、「平成 26 年 4 月には消費税率等の引上げだけでなく、年金の特例水準解消等も行われることを考慮し、高齢基礎年金等の受給者については、一人につき 5 千円を加算する」⁸と説明していた。

消費税率が 10%に引き上げられる際には、総合合算制度、給付つき税額控除、軽減税率などの低所得者対策の導入が検討されている。「簡素な給付措置」における 1 万円の給付はそれまでの間の給付措置であるが、消費税率の 10%への引き上げが先送りされると、2015 年 10 月以後の期間分については「給付が手当されていない」こととなる。

このため、「簡素な給付措置」の再度の給付が検討されるものと考えられる。再度の給付を行う場合、本体部分の 1 万円のみでの給付とするのか、5 千円の加算も行うのかも検討課題となる⁹。

子育て世帯臨時特例給付金については、消費税率が 8%である間の「1 年半分」との明確な説明は行われてこなかったが、消費税率 10%への引き上げが先送りされれば、簡素な給付措置と同様に再度の給付を行うべきか検討対象に挙がるものと考えられる。

消費税率 10%への引き上げ時の対応

消費税法改正法には、低所得者への配慮の観点から、総合合算制度、給付つき税額控除および複数税率（軽減税率）について検討する旨規定されている。

平成 26 年度税制改正大綱では、次のように定められた。

図表 7 消費税の軽減税率についての平成 26 年度税制改正大綱の記載

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分

⁷ 総務省自治税務局市町村税課「簡素な給付措置に係る税務情報の取扱い等について」（平成 25 年 11 月 21 日）より

⁸ 総務省自治税務局市町村税課「簡素な給付措置に係る税務情報の取扱い等について」（平成 25 年 11 月 21 日）より

⁹ 5 千円の加算部分については、後述する年金生活者支援給付金の支給対象者と大部分が重なることとなるため、年金生活者支援給付金を 2015 年 10 月に実施する場合は、加算を行わない（もしくは、加算の対象から公的年金の受給者を除く）方法も考えられる。

経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成 26 年 12 月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

(出所) 自由民主党・公明党「平成 26 年度税制改正大綱」(平成 25 年 12 月 12 日)

軽減税率について「税率 10%時に導入する」という文言については、これまで、「消費税率 10%への引き上げ時」という意味なのか、「消費税率 10%である間のいつか」という意味なのかあいまいになっていたが、2015 年 10 月に消費税率を 10%に引き上げるとすると、制度設計を行ったり制度を周知したりする時間が不足するため実務上対応が難しいものと考えられていた。

軽減税率の導入案については、自由民主党・公明党で検討が進められ、2014 年 6 月には「消費税の軽減税率に関する検討について」¹⁰が取りまとめられている。その中では、軽減税率の対象品目について 8 通り、区分経理について 4 通りの案が示されているが、「ここに示すそれぞれの案の性格は、どの案が有力ということではなく、国民の議論の材料とするため、考え得るパターンをいわば機械的に示すもの」とされており、まだ検討段階にあるものと言える。

消費税率 10%への引き上げが 2017 年 4 月となると、その際の軽減税率導入における制度設計と実務対応のための時間的猶予が与えられることとなる。もっとも、消費税の軽減税率の導入については、対象品目の線引きが不明確で、国民・事業者に大きな混乱を招くことなどを理由に経済界が強く反対している。

図表 8 給付つき税額控除と軽減税率の特徴

		給付つき税額控除	軽減税率
考え方		主に低所得者に所得税・住民税を軽減、または現金を給付することにより、負担を緩和する	生活必需品への消費税を軽減・免除することにより、低所得者の消費税負担を直接軽減する
メリット		<ul style="list-style-type: none"> 軽減税率よりも事務負担が軽減されると考えられる 制度設計によっては、就労支援や子育て支援などを織り込むことができる 	全ての国民がある程度の「軽減税率」の恩恵を受けられるので、理解が得やすいと考えられる
問題点	低所得者のみに対象を絞れるか？	所得捕捉の精度によっては、高所得者にも恩恵が及ぶ可能性がある	対象品目の購入であれば誰でも軽減税率となるので高所得者にも恩恵が及ぶ
	中立性・公平性	所得捕捉の精度によっては、高所得者であっても給付を受けられる者が出る可能性がある	対象品目の設定によっては、業種間に不公平が生じるおそれがある
	歳出増(税収減)の程度	給付を主に低所得者に絞るため、歳出増(税収減)は比較的小さくなる	対象品目の範囲にもよるが、高所得者にも軽減税率の恩恵が及ぶため、税収減は比較的大きくなる
	事務負担	民間事業者においてはあまり生じないものと考えられる	主に民間事業者における事務負担が増える
導入の際に前提となる(望ましい)制度		マイナンバー制度の利用により、所得捕捉の精度を上げることが可能	複数税率を設定する際には、インボイスを導入することが一般的である

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

¹⁰ http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/pdf179_1.pdf

低所得者対策としては給付つき税額控除も検討対象となっている。給付つき税額控除実施の際には、所得を正確に捕捉して給付対象者を定めるためにマイナンバーの導入が必要なものとされていた。マイナンバーの実施は2016年1月が想定されているため、2015年10月からの給付つき税額控除の実施には間に合わないが、2017年4月からであれば対応の可能性は高まる。

消費税率10%への引き上げが2017年4月になることにより、軽減税率、給付つき税額控除のいずれの制度の実施のための条件もある程度クリアされるため、改めて、低所得者対策としてどちらを実施すべきか、議論が深められることが期待される¹¹。

4. 消費税率引き上げと連動した年金制度への影響

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金の支給は、消費税率10%への引き上げの施行日から支給するものと法定されている。

年金生活者支援給付金は、低所得の年金生活者に対して最大月5,000円などの給付を行うものである。「低所得の年金生活者」は原則として個人単位で判定するが、個人単位では低所得でも世帯に住民税が課税されている者がいると支給されない。

現役時代に専業主婦だった女性については自分自身の年金額は老齢基礎年金の満額に満たない者が多い。また、厚生年金受給者（現役時代会社員であった者）の平均的な年金支給額では住民税は課税されない。このため、夫婦で合わせればある程度年金額がある世帯であっても、妻の分については年金生活者支援給付金が支給される設計になっている。

例えば、夫の年金額が180万円であり、妻の年金額が60万円である平均的な年金額である夫婦にも、その妻に対しては年金生活者支援給付金は支給される。このため、年金生活者支援給付金の支給の有無は一般的な年金生活者の世帯にも影響が及ぶ¹²。

年金生活者支援給付金の予算規模は年間5,600億円であり、消費税率引き上げによる増収分を活用して実施することとされていた。

消費税率が10%に引き上げられる時期が先送りされれば、現行法のままならば、年金生活者支援給付金の支給開始時期も先送りされることになるが、これについて、法改正して2015年10月から支給することとするか否かが政府の検討課題となる。

¹¹ 詳細は、①拙稿「消費税増税時の逆進性・低所得者対策のQ&A」（2012年6月19日）、および②鈴木準・神田慶司「消費税増税と低所得者対策」（2014年3月3日）を参照。

① : <http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/12061901tax.html>

② : http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mlothers/20140303_008270.html

¹² 年金生活者支援給付金について、詳細は拙稿「年金制度の改正法の解説と意見2」（2012年11月22日）を参照。<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/12112201tax.html>

図表 9 年金生活者支援給付金の概要

- 所得の額が一定の基準（注 1）を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎）を支給する。
 - ①基準額（月額 5 千円）に納付済期間（月数）/480 を乗じて得た額の給付
 - ②免除期間に対応して老齢基礎年金の 1/6 相当を基本とする給付
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者（注 2）に、上記①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金（国民年金の保険料納付済期間を基礎）を支給する。
- 一定の障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金または遺族年金生活者支援給付金を支給する。（支給額：月額 5 千円（1 級の障害基礎年金受給者は、月額 6.25 千円））
- これらの給付金には、公租公課が禁じられる。

（注 1）政令で定めるものとされており、厚生労働省の資料では「住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入＋その他所得の合計額が老齢基礎年金満額（平成 27 年度で 77 万円）以下であること」と説明されている。

（注 2）政令で定めるものとされている。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

公的年金の受給資格期間の短縮

公的年金の受給資格期間の短縮（25 年から 10 年への短縮）も、消費税率 10%への引き上げの施行日から実施するものと法定されている。

このため、消費税率が 10%に引き上げられる時期が先送りされれば、公的年金の受給資格期間の短縮時期も先送りされることとなる。

受給資格期間の短縮により新たに公的年金が受給される者が発生し、その者への基礎年金の支給額の 1/2 分が国庫負担増となる（その他は各年金制度の負担となる）。国庫負担増は約 300 億円であり、消費税率引き上げによる増収分が充てられるものとされていた。

もっとも、別途、国民年金保険料の後納制度が、2012 年 10 月から 2015 年 9 月まで実施されている。国民年金保険料の後納制度とは、過去 10 年以内に支払うべき国民年金保険料で未納であったものは、既に時効となり支払うことができなくなったものについても、遡って保険料を支払うことができ、支払ったものについては年金納付実績として公的年金の受給資格期間や支給額に反映する制度である。

国民年金保険料の後納制度があるため、年金受給資格期間が 10 年未満である高齢者についても、国民年金保険料を後納することで年金受給資格期間が 10 年以上となれば、2015 年 10 月以後、「消費税率が 10%に引き上げられれば」公的年金が支給されることとなっており、日本年金機構もこのような説明を行ってきた¹³。

年金受給資格期間が 10 年未満である高齢者が、消費税率 10%への引き上げが実施されることを見込んで国民年金保険料の後納を行ったものの、消費税率 10%への引き上げが延期されるこ

¹³ 日本年金機構ウェブサイト「Q. 年金の受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮する年金機能強化法が成立したと聞きました。後納保険料の納付申込みを検討していますが、年金の受給資格期間の短縮などについて詳しく知りたいのですが、どうすればいいですか。」（2012 年 9 月 11 日更新）などを参照。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/faq/detail.jsp?id=6706>

ととなると、現行法上は、この高齢者は2015年10月以後も（消費税率10%への引き上げが実施されるまで）公的年金の受給資格は得られず、かつ、後納した保険料の返還もされないという苦しい立場に立たされることになる。

現行法に則れば、消費税率10%への引き上げが延期されるならば、受給資格期間の短縮も延期されることになるが、これについてどう判断すべきか検討されるものと考えられる。

5. 法人実効税率の引き下げへの影響

『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）にて、法人実効税率を20%台まで引き下げること、および法人実効税率の引き下げを2015年度から行うことが明記された。

法人実効税率引き下げのための代替財源は、課税ベースの拡大により恒久財源を得て実施することとされていたが、アベノミクスの成果による税収の上振れ分も法人税率引き下げのための財源に充てることができるのではないかとの議論が行われていた。しかしながら、消費税率の10%への引き上げが先送りされることとなると、財政事情は厳しさを増すこととなる。

このため、法人税率引き下げを行うとすると、課税ベースの拡大により確保された分しか法人実効税率の引き下げに充てることができず、実施される法人実効税率の引き下げ幅が縮小されることが考えられ、従来よりも法人税率引き下げのためのハードルが上がる（もしくは、代替財源確保のプレッシャーが高まる）ものと考えられる¹⁴。

この点については、日本経済新聞は安倍首相にインタビューを行い、「来年度からの法人減税が企業への減税分を上回る『ネット減税』となるかどうかは『自民党、与党の税制調査会でどのような形で財源を確保するか検討していきたい』と述べるにとどめた¹⁵と報道している。

法人実効税率の引き下げについて政府は難しい判断を迫られることとなる。

6. 消費税の経過措置への影響

消費税法改正法は、消費税率引き上げの「施行日」のほかに、経過措置のための「基準日」も定めている。

消費税法改正法は、2015年10月1日を「施行日」として、施行日から消費税率を8%から10%に引き上げるものと定めている。

原則として、資産の譲渡（モノの売買）については「施行日以後に資産の引き渡しが完了する」取引について、役務の提供（サービスの提供）については「施行日以後に役務が完了する」

¹⁴ 課税ベースの拡大による増収分が消費税率引き上げ先送りにより不足する分の財源に充てられ、法人実効税率の引き下げが行えなくなることも考えうる。

¹⁵ 2014年11月19日付日本経済新聞朝刊1面

取引について、10%の税率が適用されることとなっている¹⁶。このため、たとえ施行日前に契約を締結済みであっても、商品の引き渡しが行われる日が施行日後であれば、原則として10%の税率が適用される。

しかし、契約締結から商品の引き渡しまで長期間かかるような事業については、商品の納期が施行日前なのか施行日後なのかの判別が難しく、適用税率がわからないまま取引をしなければならぬケースが多くなっていく。

このため、消費税法改正法には経過措置を設けてあり、請負工事等に関しては「指定日」より前に契約を締結していれば、引き渡しが行われる日が「施行日」以後になったとしても8%の税率を適用するものと定めている。この「指定日」は、2015年4月1日である。

前回、消費税率が5%から8%に引き上げられた際も、「施行日」（2014年4月1日）の6ヵ月前の2013年10月1日を「指定日」として定めていた。

法改正を行い、消費税率を8%から10%に引き上げる際の「施行日」が2017年4月1日に1年半延期するならば、「指定日」についても1年半延期され、2016年10月1日に定められる公算が大きいだろう。

「指定日」が関連する消費税法の経過措置は、主に以下のものがある。

図表 10 「指定日」が関連する消費税法の主な経過措置

項目	主な内容
請負工事等に関する経過措置	指定日より前に契約していれば、引き渡しが行われる日が施行日以後になっても税率は8%のまま
資産の貸付けに関する経過措置	指定日より前に契約し、施行日前から継続して貸付が行われ、施行日以後も引き続き当該契約に基づき貸付が行われている場合、施行日以後の分についても税率は8%のまま
予約販売に係る書籍等に関する経過措置	雑誌等の定期購読契約を指定日の前までに締結し、代金の一部または全部を施行日の前までに支払っている場合、引き渡しが行われる日が施行日以後の分についても税率は8%のまま
通信販売に関する経過措置	指定日より前に刊行されたカタログ等の販売価格に基づき、施行日より前に申し込んだ商品の販売については、引き渡しが行われる日が施行日以後の分についても税率は8%のまま

(注) これらの措置については、消費税率が5%から8%に引き上げられる際にも同様の経過措置が設けられている。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

【以上】

¹⁶ 消費税法改正法附則第15条、および消費税法基本通達